医療法人社団野村医院　たかの内科クリニック

担当医師 野村 和至

**オンライン診療の実施にかかる診療計画書**

オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方

* オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られている。

そのため、原則として同一の医師により、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。

* オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。
* オンライン診療は、患者がその利点および生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的としたり医師側の都合のみで行ったりしてはならない。

**上記項目に加え、以下の診療計画等をよくご確認ください。**

診療計画

|  |  |
| --- | --- |
| オンライン診療で行う診療内容 | 疾病名　：（オンラインにて説明）  治療内容：（オンラインにて説明） |
| オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項 | 概ね1-2ヶ月に1回、オンライン診療を実施する。  ただし、概ね2-3ヶ月に１回は直接の対面診療を行う。 |
| 診療時間に関する事項 | 通常の診療時間と同じ時間帯にて、オンライン診療も実施。事前に予約、または電話予約が必要。 |
| オンライン診療の方法・使用する機器 | 患者側：スマートフォン、パソコン、タブレット等の情報通信機器  医師側：医療機関のパソコン、タブレット端末等の情報通信機器  利用するオンライン診療システム：curon（クロン） |
| オンライン診療を行わないと判断する条件 | * 患者の心身の状態について、十分に必要な情報が得られていないと医師が判断した場合 * 体調に変化が現れ、対面診療の必要性が認められた場合 * 情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができない場合　等   上記条件の他、医師がオンライン診療の実施にふさわしくないと判断した場合は、直接の対面診療に切り替える。 |
| 患者による情報伝達の協力 | オンライン診療の実施に際し、患者は診察に対し積極的に協力し、自身の心身に関する情報を医師に伝達する必要がある。 |
| 急病急変時の対応方針 | 当院で対応できない場合には、以下のクリニックに紹介する。   * （オンラインにて説明） |
| 複数の医師がオンライン診療を実施する予定 | 有り  ┗対応する医師の氏名：福田医師  （主治医が対応できない場合） |
| 患者に課されるセキュリティリスクに関する責任 | * 医療機関・オンライン診療システム提供事業者に対するサイバー攻撃等による患者の個人情報の漏洩・改ざん等の可能性があることを理解している     なお、患者の行為により、セキュリティ事案や損害等が生じた場合、発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、医師は責任を負わない |
| 医師・医療機関に課されるセキュリティリスクに関する責任 | * セキュリティリスクを十分に勘案した上でオンライン診療システムを選択している * 患者および医師がシステムを利用する際の権利、義務、リスク等を明示し、かつ情報漏洩等のセキュリティリスク、医師・患者双方のセキュリティ対策の内容、患者への影響等について、平易に説明できるオンライン診療システム提供事業者を選択している   なお、患者の行為により、セキュリティ事案や損害等が生じた場合、発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、医師は責任を負わない |
| オンライン診療の映像や音声等の保存の要否 | 不要 |
| 患者の所在 | 患者はオンライン診療を受ける際に、以下の点を守ること   * 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、 清潔かつ安全であること。 * プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行われること。 |

**また、オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクに関連して、**

**患者さまには以下の注意事項を守っていただくようお願いいたします。**

* 患者は使用するシステムに伴うリスクを把握する

例）生じうるリスク：スマートフォンの紛失や、ウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等

　　取りうる対策　：パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等

* 患者はオンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OSが適宜アップデートされることを確認する
* 患者は医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならない
* 患者は医師のアカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供してはならない
* 患者は医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させない

* 患者は原則、医師側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わない。特に外部URLへの誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため原則として医療機関に送付しない。
* 患者は医療機関の求めに応じ、顔写真付きの身分証明書による本人証明ができるよう準備をすること。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書を用いて本人証明を行う。

以上